

平和町自治会だより

令和3年7月



右上は、ホームページ<http://heiwa.weblog.tc>でQRコードです。

いよいよ夏本番といったところです。お変わりなくお過ごしでしょうか。

1. **新役員選出のお願い**

役員も高齢になり、家庭の事情や体調の関係で役員を来年4月には交代したいと願っています。

役員の任期は自治会規定にあるように2年ですがどの役員も長期になっています。

そこで、来年の4月からの役員を総会で決めてほしいと思います。

役員になったら、何年も続けてしまうような現状です、

任期の2年を守るためにはどうすればいいか等を、これから4月までに、区長・皆さんで考えていきたいと思います。

役員が変われば、町の運営等もよりよくなるのではないかと考えております。

ホームページにある自治会規約を下記に抜粋しました。

第四章 役員	
(役員)	
第13条 本会に役員を置く	
(1) 会長	1名
(2) 副会長	2名
(3) 会計	1名
(4) 公民館主事	1名
(5) リサイクル部長	1名
(6) 防犯・防災部長	1名
(7) 青少年部長	1名
(8) 体育部長	1名
(9) 文化部長	1名
(10) 婦人部長	1名
(11) 高齢者部長	1名
(12) 区長	45名以内
(13) 会計監査	2名
※但し、重複を妨げない。	
2 会長は、総会において会員の中から次により選任する。	
(イ) 選挙	
2名以上の会長立候補がある場合は、総会において選挙により決するものとする。	
(ロ) 議長選任	
会長候補者が無い場合には、議長(現会長)が選任し、総会の承認を得て決定するものとする。	
3 役員は、会長が会員の中から必要に応じて選任する。	
(役員の仕事)	
第14条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。	
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。	
第15条 役員の任期は二年とする。但し再任は妨げない。	
役員は、任期満了後、後任者が就任するまでの間、その職務を行うことができるものとする。	
任期の途中で就任した役員の任期は、他の役員の任期をもって終了する。	